

平成 20 年 6 月 30 日

財団法人財務会計基準機構・企業会計基準委員会の公表した「金融商品に関する会計基準」の取扱いについて

財団法人財務会計基準機構・企業会計基準委員会から平成19年6月15日付で公表された「金融商品に関する会計基準」については、下記のように取り扱うこととする。

#### 記

「金融商品に関する会計基準」は、金融商品取引法の規定の適用に当たっては、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」として取り扱うものとし、金融商品取引法の施行日（平成19年9月30日）以後に終了する事業年度及び連結会計年度に係る財務諸表及び連結財務諸表並びに中間会計期間及び中間連結会計期間に係る中間財務諸表及び中間連結財務諸表から適用することとする。